

**令和元年度 林野庁補助事業**  
**『青少年教育施設・森林総合利用施設における「森林環境教育等」の推進状況』実態・意向調査**  
**結果概要(令和元年 12 月 19 日版)**

**1. 背景と目的**

今後の学校教育における森林環境教育等は、「特別活動」の遠足・集団宿泊的行事（移動教室・林間学校）等と連動して実施することが効果的で、その主たる受入先である青少年教育施設・森林総合利用施設等と連携・協働して、受入体制を充実させていくことが重要だと考えられる。

2019 年度から都道府県・市町村への配分がはじまった「森林環境譲与税」は、森林環境教育等のフィールドの森林整備、地域材を使用した施設の改修・増築、指導者育成・派遣等への活用も想定されている。また、国土緑化推進機構が助成する「緑の募金」「緑と水の森林ファンド」公募事業においても、森林環境教育等のフィールドの森林整備や指導者養成等を支援している。

以上を踏まえて、青少年教育施設・森林総合利用施設における受入体制の実態を把握するとともに、今後の推進体制等の構築への意向等を把握し、今後の連携・協働の参考とするために、全国社会教育職員養成研究連絡協議会（社養協）に委託して、実態・意向調査を実施した。

**2. 調査概要**

**青少年教育施設・森林総合利用施設における「森林環境教育等」の推進状況実態・意向調査**

(1) 調査対象

「青少年活動場所ガイド」((独)国立青少年教育振興機構)掲載施設と「子どもたちの森林内での多様な体験活動の受け入れが可能な施設」(林野庁/平成 27・29 年)掲載施設の内、重複及び廃止・閉鎖施設を除く 1,071 施設を対象に実施。

(2) 調査時期 2019 年 7 月～10 月

(3) 調査方法 対象施設に調査票を郵送しウェブ・メール・ファックス・郵送のいずれかで回答を回収

(4) 有効回答数 268 施設 (回収率 25%)

(5) 調査の内容 ア) 施設の概要について

イ) 施設における学校等を対象にしたプログラムの受入体制について

ウ) 森林環境教育等の進捗状況について

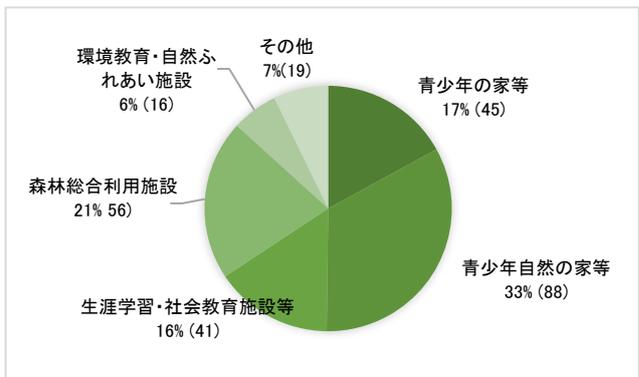
エ) 森林を活用した今後の取組の意向について

**3. 調査結果**

**(1). 施設の概要について**

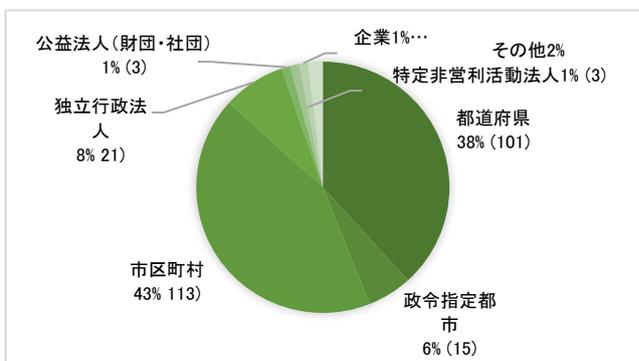
都道府県市町村設置が 8 割だが、管理運営形態をみると、指定管理者運営が半分以上となる一方で、設置主体による直営管理が約 4 割にとどまっており、民間による管理運営への移行が進んでいることがうかがえる。(図表 1-1, 1-2, 1-3)

**①施設の設置目的**



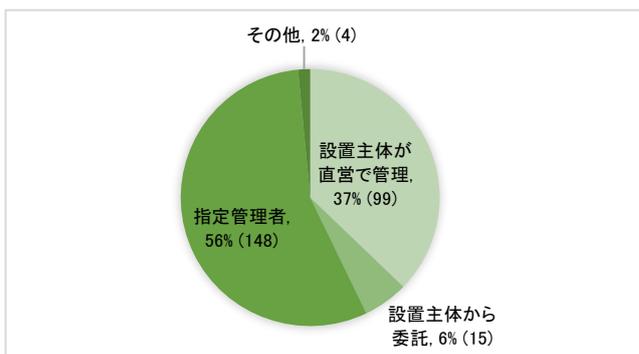
図表 1-1 (SA) ( )内は回答数

**②施設の設置主体**



図表 1-2 (SA) ( )内は回答数

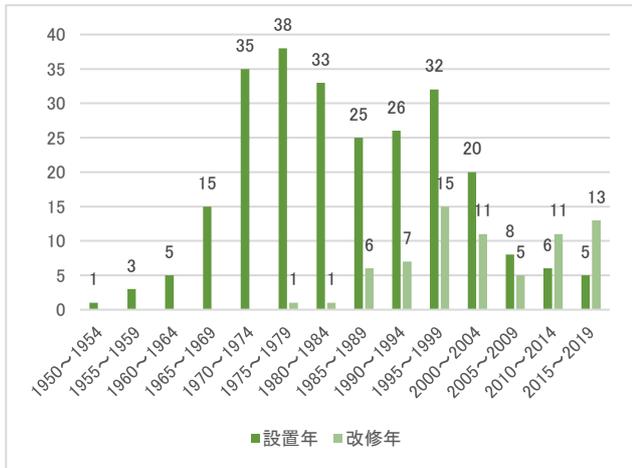
**③施設の管理運営形態**



図表 1-3 (SA) ( )は回答数

#### ④施設の設置年と大規模改修年について

設置年を複数回答しているものについては最も古い年、数年にわたっての改修については改修が完了した年を確認した。差分から設置後、大規模改修が十分に行えていない施設が一定数存在することが推察される。(図表 1-4)

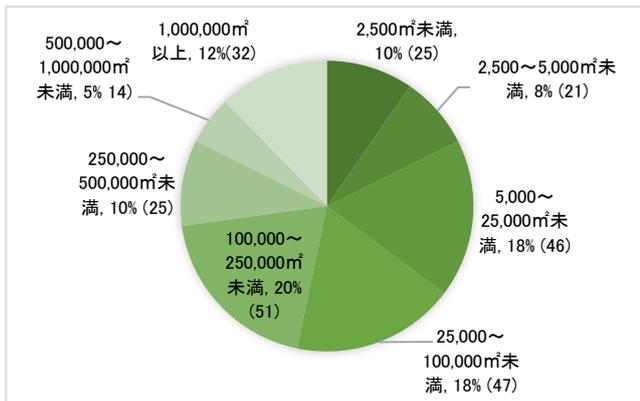


図表 1-4 (MA※)

※設置年を複数回答しているものについては最も古い年、数年にわたっての改修については改修が完了した年で集計をした。

#### ⑤施設の敷地面積

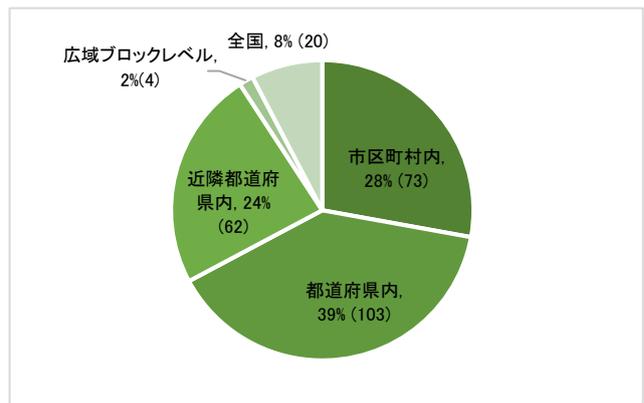
中規模の施設を中心に、様々な規模の敷地面積を持った施設が存在。ただし森林総合施設においては比較的規模の大きな敷地を持った施設が目立っている。(図表 1-5)



図表 1-5 (SA) ※ ( ) 内は回答数

#### ⑥施設利用者の主たる居住地域

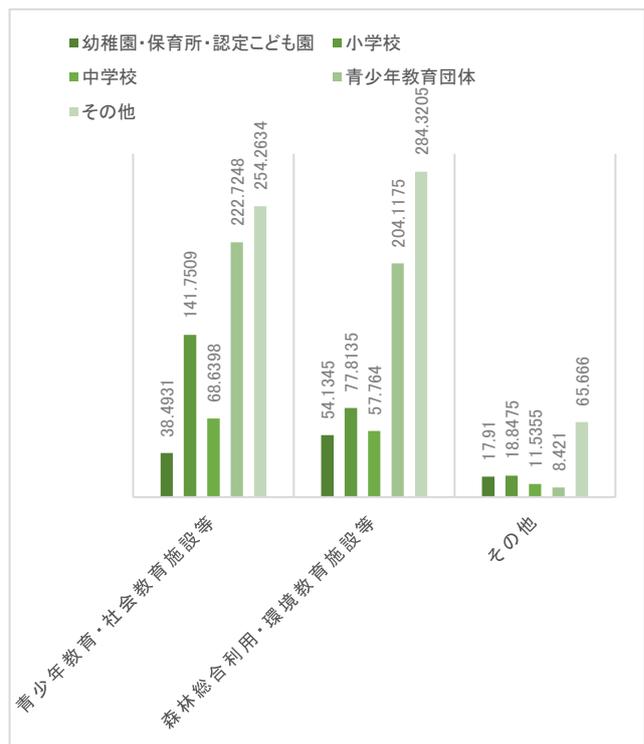
市区町村内、都道府県内の利用者が半数以上を占める。特に青少年を対象とした施設や生涯学習・社会教育施設でその傾向が顕著にみられることから、一定の地域エリアの住民や学校を対象とした利用実態が多いことが推察される。(図表 1-6)



図表 1-6 ( )内は回答数

#### ⑦施設の年間利用者数について

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、青少年教育・社会教育団体等のそれぞれの利用者数を調査した。利用者の割合としては青少年・社会教育団体の占める割合が3割近くを占める一方で、学校等でないその他の利用者が最も多くを占めている。(図表 1-7)



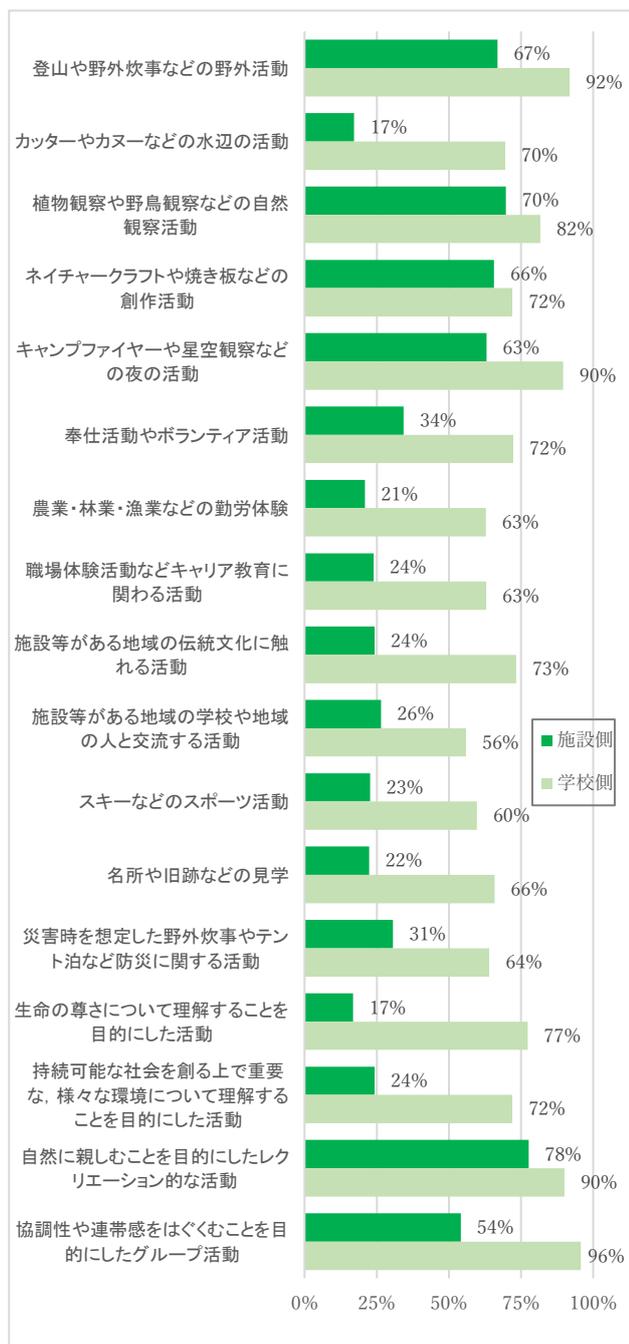
図表 1-7 (単位：万人)

#### (2). 施設における学校等を対象にしたプログラムの受入体制について

##### ①学校等を対象として実施可能なプログラムについて

自然体験や自然とのふれあいを目的とした施設が多く、登山などの野外活動、自然観察活動、ネイチャークラブ、夜間の活動、自然に親しむことを目的とした活動といった自然を活かしたプログラムの実施が多い。一方で奉仕活動やキャリア教育、地域に関わる活動といった直接の自

然体験でないプログラムにおいて実施数が少ない傾向にある。学校側や利用者が求めているプログラムと施設が提供できるプログラムとの間での差が散見される。(図表 2-1)

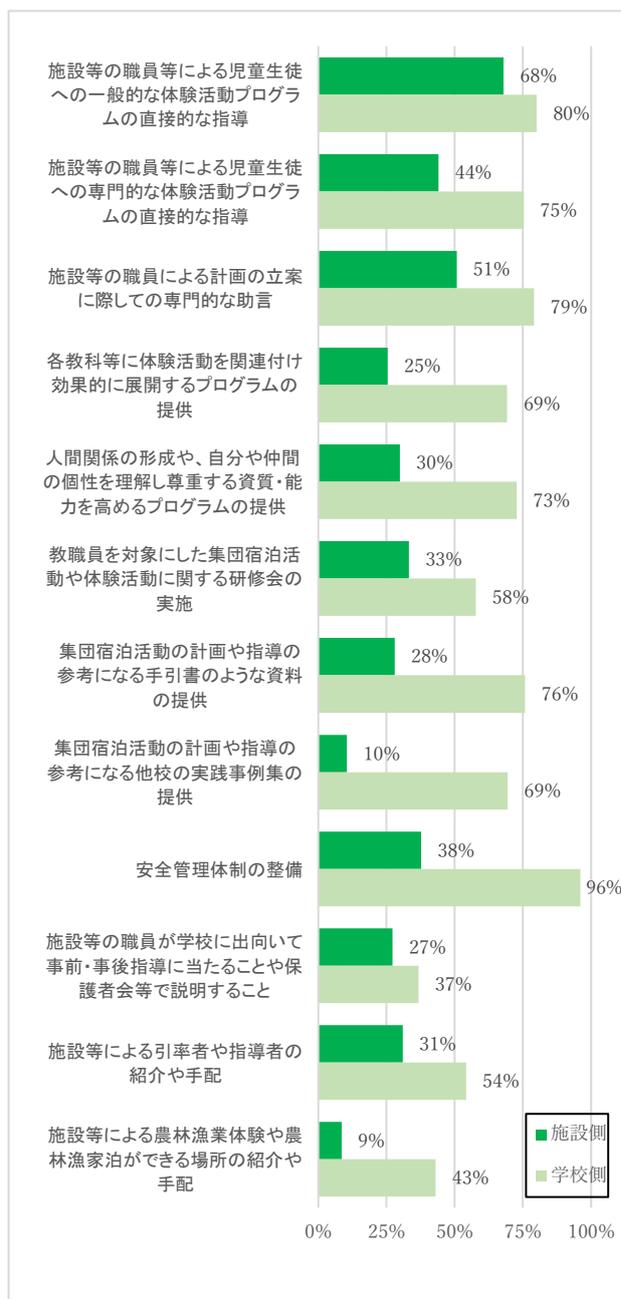


図表 2-1 (MA)

※学校側は集団宿泊活動を実施する際、児童生徒にさせたいと思う体験(国立青少年教育振興機構「小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査報告書」2019 年より)

## ②学校等による遠足・集団宿泊活動の計画や実施に当たって、施設等として実施可能支援の内容

施設等の職員等による直接的な指導や専門的な助言、安全管理体制の整備といった内容があげられたが、学校側ニーズとの認識の違いも散見される結果となった。(図表 2-2)

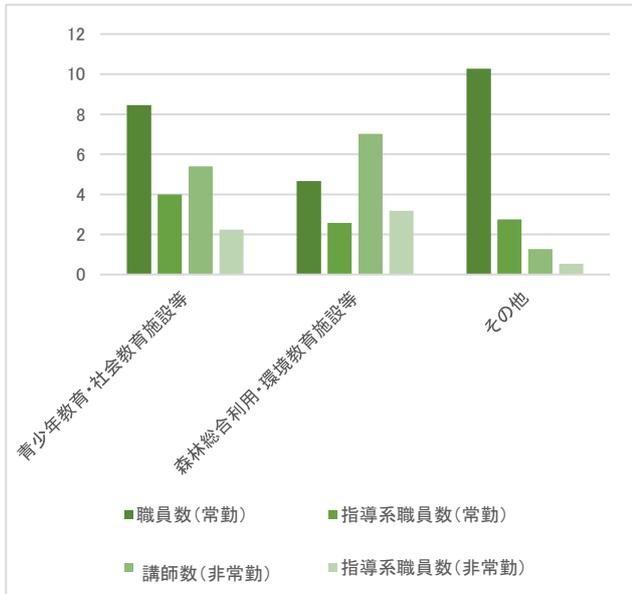


図表 2-2 (MA)

※学校側は従来調査から集団宿泊活動を実施する際、支援してもらいたいと考えている内容(国立青少年教育振興機構前掲報告書より)

## ③施設利用者に対するプログラムの指導・助言や事業の企画・運営等を主に担当する「指導系職員」数

常勤職員については、その他の施設を除き職員の約半分が指導系職員。一方で非常勤職員については、指導系でない職員が占める割合が大きくなっており、直接プログラムや事業に関わらない事務や施設整備等の部分を担う職員数が非常勤職員で確保されている実態がうかがわれる。(図表 2-3)



図表 2-3 (1 施設当たりの平均指導系職員数)

④各種体験活動プログラムの指導・助言や事業の企画・運営等に際して、継続的に連携・協働している外部団体、継続的に協力を得ている外部専門家等、ボランティア登録数等(図 2-4)

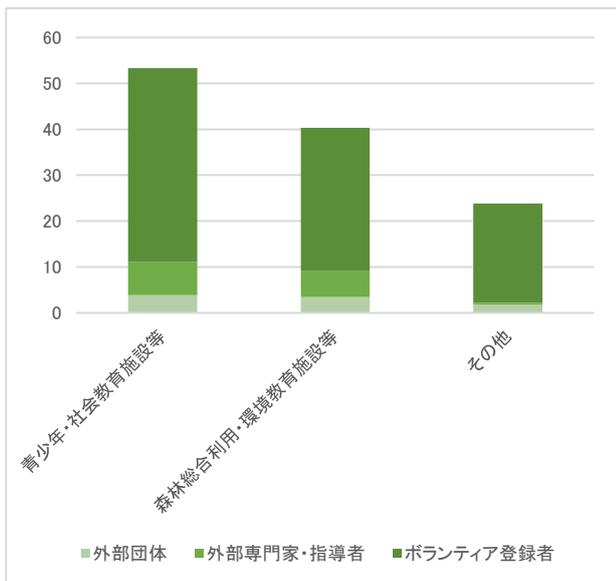


図 2-4 (一施設当たりの平均連携団体・指導者・ボランティア数)

⑤体験活動プログラムの受入体制を整備するための、地域の民間資源と連携・協働する仕組みや、民間指導者・団体向けの養成プログラムの構築について

外部の組織と連携して、情報交換や人材交流を実施している事例がみられた。また地域独自の指導者資格、NEAL 等の全国的に活躍できる指導者資格取得の場としても活用されている事例もみられた。

だが、取り組みを実施している施設自体は少なく、ネーミ

ングライツの取組は複数施設が実施しているものの、応募がない例もあった。

#### ア) 外部組織と連携

- ・環境パートナーシップ協議会「アニメイティッドやおと」連携・協力(八尾市立大畑山青少年野外活動センター)
- ・いびNPO 法人連絡協議会・西濃環境NPO ネットワーク(ラーニングアーバー横蔵・樹庵)
- ・ふるさと体験飛騨高山(おっぱら自然体験センター)
- ・シルバー人材センター・NPO 森林真剣隊(学童農園山びこの丘/愛知県新城市)
- ・環境学習NPO(河辺いきものの森(八日市いきものふれあいの里)/東近江市)
- ・松上げ保存会(山村都市交流の森/京都市)
- ・町内アウトドア事業者・首都圏NPO(国立日高青少年自然の家)
- ・近隣民間団体等(国立淡路青少年交流の家)
- ・館山体験観光の街づくり協議会(千葉県立館山野鳥の森)
- ・各大学、滝沢市グリーンツーリズム、各商工会、各スキー場、松ぼっくり、サラダファーム(国立岩手山青少年交流の家)
- ・江田島焼、江田島クラフト(国立江田島青少年交流の家)
- ・地域との連携(国立三瓶青少年交流の家)
- ・農業組合と連携(相模原市立相模川自然の村野外体験教室)

#### イ) 連携協定

- ・民間企業と連携協定(秋田市太平山自然学習センター)
- ・協定制度(兵庫県立人と自然の博物館)
- ・東大演習林と相互協力協定(国立大雪青少年交流の家)

#### ウ) 自ら指導者養成

- ・ボランティア養成講座(国立夜須高原青少年自然の家)
- ・冒険教育プログラム青少年教育指導者研修会等の多様な指導者養成(国立山口徳地青少年自然の家)
- ・町教育委員会が「すみた森の案内人」養成(種山が原森林公園/岩手県住田町)
- ・インストラクター講習会・認定制度(石川県森林公園)
- ・森林ボランティアリーダー養成講座(高知県立森林研修センター情報交流館)
- ・NEAL 指導者養成講座(国立室戸青少年自然の家)
- ・にいがたアドベンチャー指導者養成講座・いびぽーと体験活動指導者養成講座(新潟市芸術創造村・国際青少年センター)
- ・「もりの案内人養成講座」(ふくしま県民の森フォレストパークあだたら)

#### エ) 指導者を要する団体が指定管理者

- ・特定非営利活動法人ナック/指定管理者(竜田古道の里山

公園/大阪府柏原市)

- ・ちば自然学校/指定管理者（千葉県立君津亀山少年自然の家）
- ・NPO 法人かみえちご山里ファン倶楽部/指定管理者（上越市くわどり市民の森）

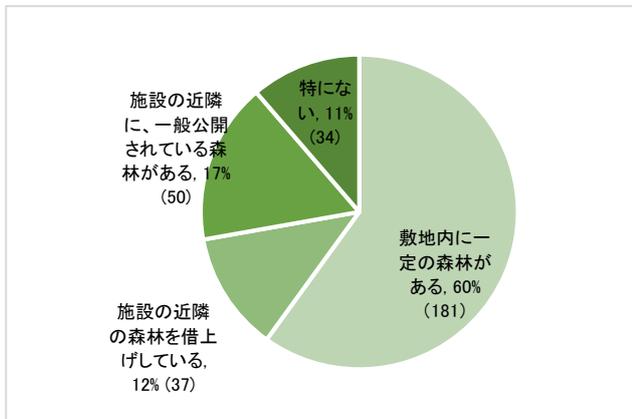
オ) ネーミングライツ等

- ・ネーミングライツ（仙台市泉岳自然ふれあい館）
- ・ネーミングライツ（未応募）（兵庫県立人と自然の博物館）
- ・ネーミングライツ（未応募）（兵庫県立兎和野高原野外教育センター）
- ・試験林（ローソン、トヨタ）の設置（種山が原森林公園/住田町）
- ・「企業の森」（現在5社）（広島県緑化センター・県立広島緑化植物公園）
- ・協働委員会（国立室戸青少年自然の家）

(3) . 森林環境教育等の進捗状況について

①視察内や近隣の利用可能な森林及びその所有者について

敷地内に一定の森林を有する施設が多い。一方で、青少年の家等や生涯学習・社会教育施設等の自然体験や自然とのふれあいが主目的でない施設では、近隣の森林を利用したり借り上げたりしている場合や、利用できる森林自体がない施設も散見された。（図表 3-1、3-2）



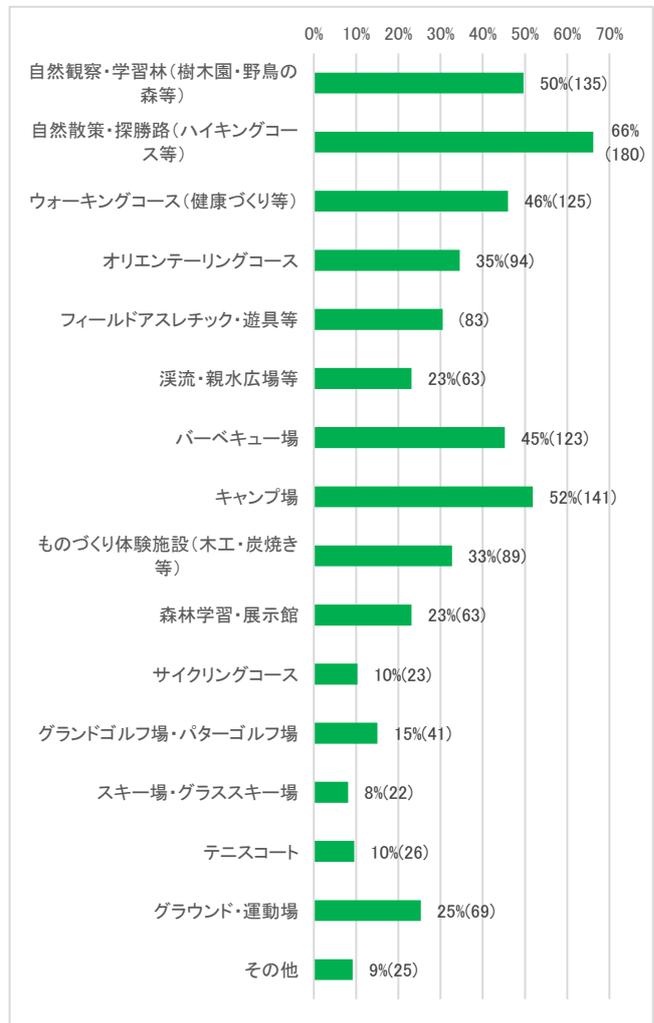
図表 3-1（利用森林の状況）(MA)（）内は回答数

項目	回答数	割合
国	13	31%
都道府県	8	19%
市町村	9	21%
財産区・共有林	6	14%
私有林	5	12%
その他	1	2%
合計	42	100%

図表 3-2（利用森林の所有者）

②利用者が活用できる森林に設置されている施設

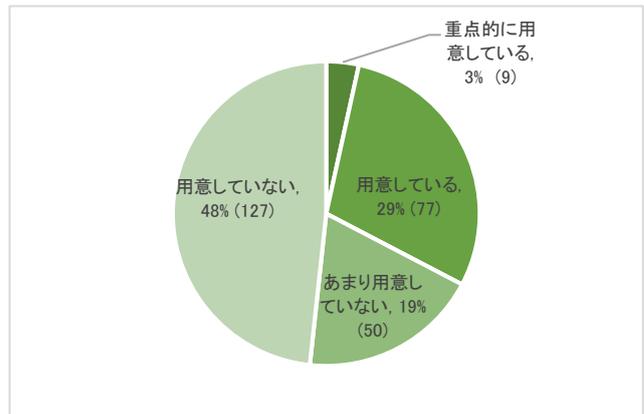
自然観察・学習林や自然散策・探勝路といった森林内の自然をそのまま楽しむことのできる設備を多くの施設で保持している。（図表 3-2）



図表 3-2 (MA)（）内は回答数

③学校等を対象にした森林環境教育等の受入プログラムの用意について

用意していない施設が半数近くを占めており、用意している施設は3割ほどにとどまった。（図表 3-3）



図表 3-3 (SA)（）内回答数

④学校等を対象にした森林環境教育等の受入における施設外の組織との連携

多様な森林関連分野の団体との連携が一定数みられる一方で、特に連携をせずに実施している施設が数多くあることが浮き彫りとなった。ただし、森林総合利用施設においては比較的連携を実施している施設が多く見られた。(図3-4)

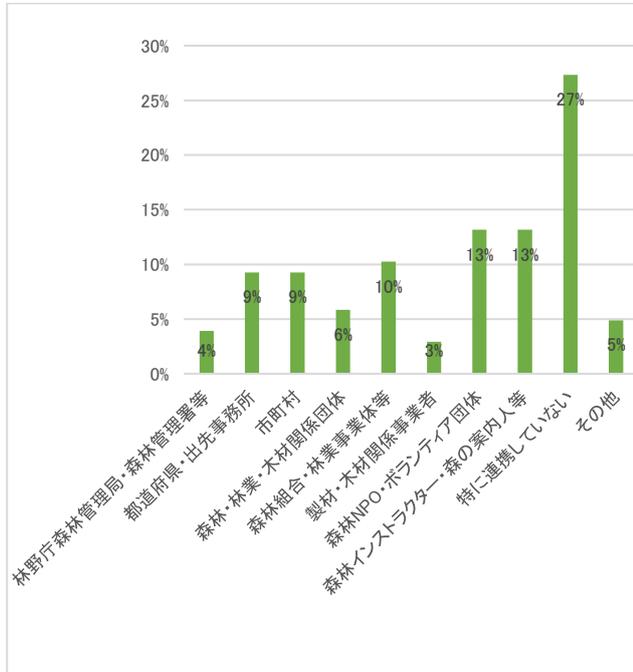


図3-4 (MA)

⑤学校等を対象にした森林環境教育等の受入における、森林・林業分野の資金を活用について

森林環境税の活用が割合的には目立つが、回答実数が極めて少なく、資金活用を行っていない施設が多くを占める結果となった。(図表3-5)

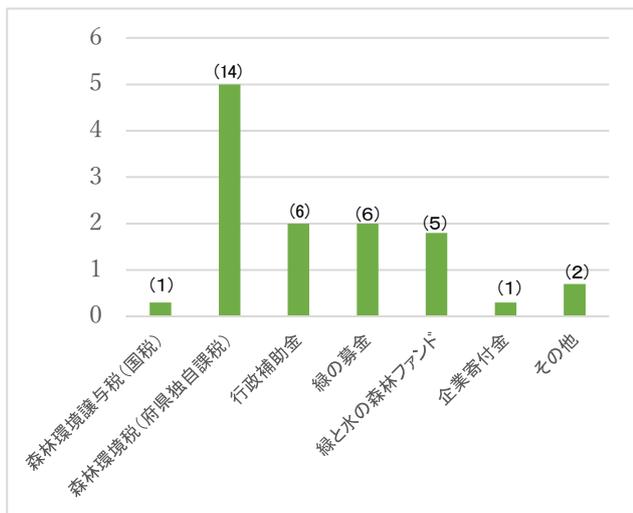
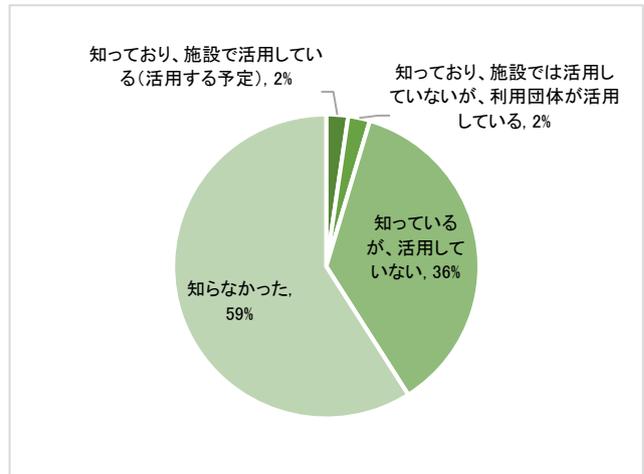


図3-5 (MA) 全体に占める回答数を%表示  
( ) 内数値は回答実数

(4) 森林を活用した今後の取組意向について

①2019年度から森林環境譲与税の配分が開始されたことに関する認知度

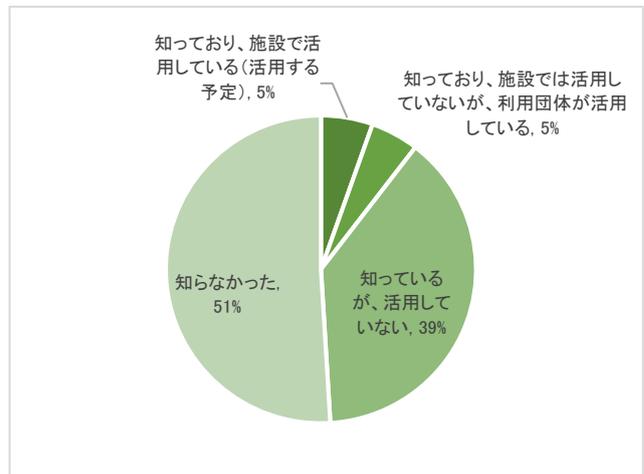
何らかの活用をしている施設・団体は5%に満たない状況であり、認知度が極めて低い結果となった(図表4-1)。



図表4-1 (SA)

②「緑の募金」「緑と水の森林ファンド」で森林環境教育等の推進体制づくりを支援していることに関する認知度(図表4-2)

「知らなかった」「知っているが活用していない」が9割を占める結果となり、認知度が極めて低いことが明らかになった。

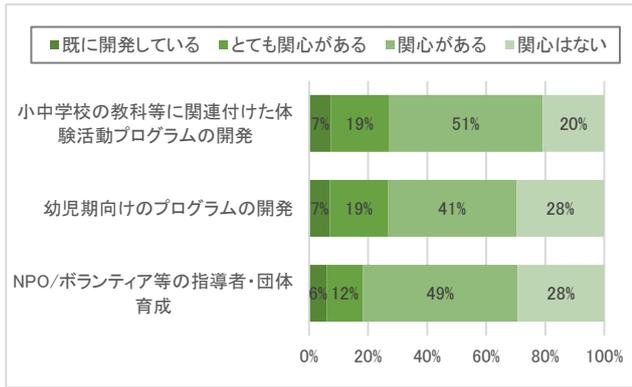


図表4-2 (SA)

③今後の森林環境教育等の受入体制に関して、上記財源等を活用した取組を実施することへの関心

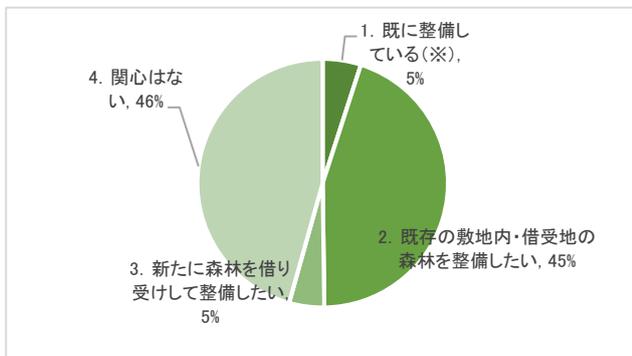
関心や意欲を示す施設が半数以上に上る一方で、既に開発や整備に着手している施設は少数にとどまる結果となっている。

ア) プログラム開発への関心 (図表 4-3)

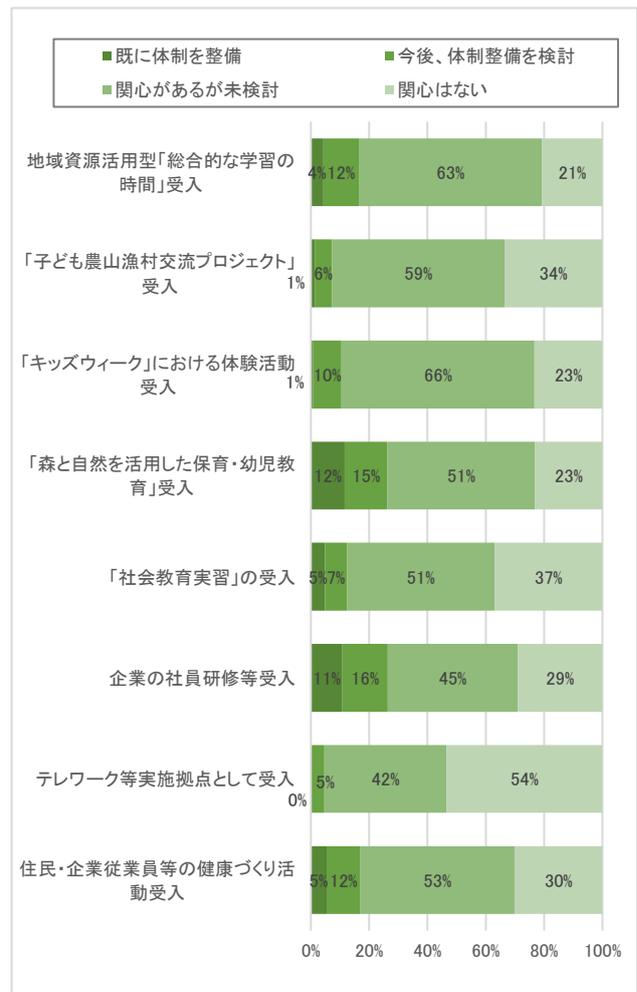


図表 4-3

イ) 森林 ESD 等で活用できるフィールド整備への関心 (図表 4-4)

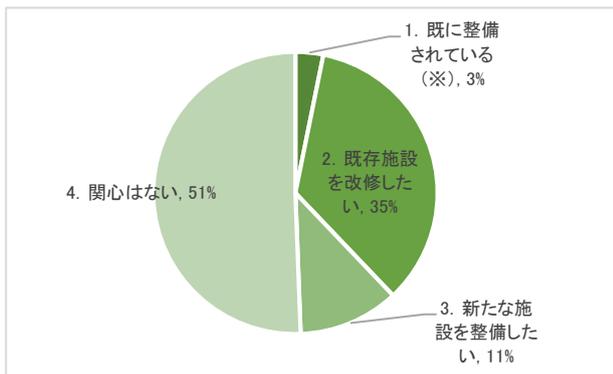


図表 4-4 (SA)



図表 4-6

ウ) 地域材を活用した森林 ESD 等に必要な施設の改修・増築への関心 (図表 4-5)



図表 4-5 (SA)

④新たな教育行政や森林・林業行政を取り巻く状況の変化を踏まえた取組の受入体制づくりについての関心度

各種取組について関心は高い一方で具体的な検討段階に至っている施設が少ない結果となった。(図表 4-6)